

＜預貯金通帳等の写し等の提出に関するお願い＞

負担限度額認定証の発行には、資産要件があるため、申請にあたり、利用者及び配偶者名義の預貯金の通帳等の写しの提出が必要となります。

以下の書類をご用意いただき、申請書への添付をお願いいたします。

添付（確認）が必要な書類

利用者及びその配偶者（別世帯の場合も含む）名義の下記の書類

- ・ 預貯金通帳（普通・定期）、定期預金の証書
- ・ 有価証券（株式・国債・地方債・社債など）
- ・ 金、銀などの時価評価額が容易に把握できる貴金属 ・ 投資信託
- ・ 現金（タンス預金など）※申請書にて自己申告をお願いします。

※ 1 生活保護受給中の方は上記書類の添付は不要です。

※ 2 負債（借入金・住宅ローン等）がある場合は、借用証明書などの写しを添付してください。また、被災者生活再建支援金や義援金については、合計額からの控除の対象になりません。

注意事項（通帳の写しが必要な箇所について）

申請前に必ず記帳のうえ、下記のページの写しを添付してください

【1】表紙をめくった見開きのページ

口座情報（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人）がわかる部分の写しが必要となります。

【2】普通預金の直近2ヶ月間の入出金履歴及び最終残高が確認できるページ

年金振込先の通帳の場合は、直近の年金振込がわかる部分の写しが必要となります。

【3】定期預金・貯蓄型預金などのページ

ゆうちょ銀行や総合口座等は多くの場合、普通預金（通常貯金）のページの後ろに定期預金・貯蓄型預金等のページがありますので、必ずご確認のうえコピーを添付してください。

□利用がない場合→白紙の定期預金等のページの写し

□利用がある場合→利用状況が確認できるページの写し

（残高が0円の場合も写しが必要です）

※金融機関によっては、定期預金のページがない通帳がありますので、その場合は【3】のページの写しは不要です。